平成28年8月4日福祉振興部作成

（平成28年3月9日地域福祉部の作成内容を一部修正）

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業　概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目的 | 児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に自立支援資金の貸付けを行い、円滑な自立を支援することを目的とする。 | | |
| 区分 | 生活支援費 | 家賃支援費 | 資格取得支援費 |
| 貸付対象者 | 児童養護施設等を退所した者又は里親等へ委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者 | 児童養護施設等を退所した者又は里親等へ委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者若しくは就職している者 | 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者 |
| 対象経費 | 生活費 | 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） | 資格取得に要する費用の実費 |
| 貸付限度額 | 月額50,000円 | 居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額のうち単身世帯の額以内 | 250,000円以内 |
| 貸付期間 | 原則として下記の期間中、毎月交付  原則として正規の就学期間（ただし、やむを得ない事情によって留年した期間も貸付期間に含めて差し支えなし） | 原則として下記の期間中、毎月交付  進学者  　大学等に在学する期間  就職者  　施設退所又は委託解除後から２年間を限度として就労している期間 | 貸付決定後に一括交付 |
| 利子 | 無利子 | | |
| 延滞利子 | 年5.0％ | | |
| 償還期間 | 事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内 | | |
| 償還方法 | 月賦又は半年賦の均等払方式等により返還 | | |
| 償還免除 | ア　進学者  （ア）大学等を卒業した日から１年以内に就職し、かつ、５年間引き続き就業を継続したとき  （イ）（ア）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき  イ　就職者  （ア）就職した日から５年間引き続き就業を継続したとき  （イ）（ア）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき  ウ　資格取得希望者  （ア）就職した日から２年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から１年以内に就職し、かつ２年間）引き続き就業を継続したとき  （イ）（ア）に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき | | |